平成２４年（フ）第１８０１号
大阪市東淀川区北江口３―３―１―202、住民票上の住所大阪府吹田市青葉丘南12番38―307号
債務者　奥濵　　清
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８２６号
大阪府寝屋川市高柳栄町９番57号
債務者　青木　珠美
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８５１号
大阪市浪速区幸町２丁目３番40―1002号、前住所大阪市浪速区幸町２丁目３番15―601号
債務者　新島　和美
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８５２号
大阪府枚方市中宮北町２番７―806号
債務者　藤村　由幸
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８５５号
大阪府豊中市穂積１丁目２番11―203号
債務者　松井　尚貴
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８５９号
大阪府豊中市蛍池東町２丁目10番29号
債務者　武縄　正利
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８号
広島県福山市引野町北４丁目19番３号
債務者　佐藤　　泉
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４６号
広島県福山市野上町３丁目16番34号　シティ原103
債務者　前田　智恵
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４８号
広島県福山市東深津町２丁目17番32号　ローズコーポ202、旧住所広島県福山市手城町４丁目10番55号
債務者　佐藤　裕司
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４９号
広島県福山市東手城町１丁目12番24号
債務者　芝内　敏博
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第５１号
広島県福山市神辺町大字川北770番地２403、旧住所広島県福山市横尾町２丁目12番８―２号
債務者　立花　照雄
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第５６号
広島県福山市新浜町１丁目２番27号　パレス新浜Ａ202
債務者　向井　考治
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第５７号
広島県福山市南手城町４丁目７番11号、旧住所広島県福山市山手町５丁目15番80―402号県住
債務者　戸田千津子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１２６号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1063番地
債務者　津波　博之
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４４号
沖縄県那覇市三原２丁目３番１号　富原アパート103
債務者　比嘉　幸雄
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１５５号
沖縄県那覇市壺屋２丁目５番７号　フラッツ白雲302
債務者　平野　龍介
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５３３号
名古屋市中川区八熊２丁目19番13号　ラ・ポート八熊苑110号
債務者　立岩　美保
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部